

一般社団法人島根県臨床検査技師会

経理規程

平成25年3月5日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払い資金の収支の状況、財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理担当者)

第2条 経理は、経理部長が担当する。

(経理事務の範囲)

第3条 この規定において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 資産の管理に関する事項
- (6) 決算に関する事項
- (7) 会計監査に関する事項
- (8) 備品の管理に関する事項
- (9) その他必要な補助簿

(会計処理の基準)

第4条 会計処理の基準は、定款及び法令並びにこの規定に定めるものによるものとする。

(会計年度及び計算書類)

第5条 この法人の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

- 2 貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属証明書を作成しなければならない。

第2章 帳簿

(記録及び計算)

第6条 この法人の会計は、収支状況、財政状況を明らかにするため、会計処理を行うに当たり、正規の簿記の原則に従い、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第7条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 一 第5条第2項に規定する計算書類 | 永久  |
| 二 会計帳簿            | 10年 |
| 三 証憑書類            | 10年 |

### 第3章 予算

(事業収支予算の事前作成)

第8条 事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の承認を得て、総会にて報告をしなければならない。

(支出予算の目的外使用の禁止)

第9条 支出予算については定められた目的以外に使用することはできない。ただし、経理部長は、予算の執行上、特に利用及び流用の必要がある場合、会長の承認を経て予算を流用することができる。

2 予算を流用した場合は、理事会に報告しなければならない。

(予備費の計上)

第10条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上する事ができる。

(予備費の使用)

第11条 予備費を使用する場合は、会長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

### 第4章 財務

(基金)

第12条 特定の目的のために行う資金の積立基金を置くことができる。

2 基金の設立及び運用は、理事会の承認を得て、総会にて報告をしなければならない。

(金融機関との取引)

第13条 金融機関との取引の開始及び中止する場合は、会長の承認を得て行わなければならない。

2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。

### 第5章 補則

(取り扱いの特例)

第14条 この規定により処理できない事項については、理事会で処理する。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。